

今、憲法問題を語る —憲法問題対策センター活動報告—

第2回 「海外派遣恒久法」についての勉強会

憲法問題対策センター副委員長 平出 一栄 (38期)



1 憲法問題対策センターの勉強会

当センターでは、月1回の全体会のほか、憲法改正手続法部会、憲法改正案等の検討部会、企画実施部会、市民・高校生対応部会、広報部会の5部会に分かれて活動している。その中で、適宜、勉強会を開いたり、会内外に向けたシンポジウム、講演会なども開催している。

今回は、3月13日、全体会で行われた水島朝穂教授（早稲田大学法学部）による「海外派遣恒久法」についての講演をレポートする。

2 水島朝穂教授の講義

今回の講義は、自衛隊の海外派遣については、国連平和維持活動協力法（PKO協力法）で対処できない場合には、テロ特措法、イラク特措法といった時限立法で対処してきた経緯があるが、現在、「恒久法」制定に関する議論が活発化してきていることから、この問題について理解を深めようという企画である。

この問題について、水島教授は、集団的自衛権行使容認（従来の内閣法制局の立場からの離陸）の動きと重ね合わせて理解する視点を提供された。

- ① まず、憲法第9条に関する政府解釈・有事法制の変遷、自衛隊と米軍の統合運用、2005年防衛計画の新大綱（自衛隊から海外遠征軍への転換）といった法制面の流れの説明があった。
- ② これらを踏まえつつ、最近の防衛利権がらみの汚職事件（守屋事件）、洋上給油の偽装事件、イージス艦の運用思想などから、米国の先制攻撃戦略との一体性を指摘された。

③ その上で、「恒久法」の狙いを、集団的自衛権行使の容認とみる立場を示された。

④ 一方、EU諸国が米国の先制攻撃戦略と一線を画そうとしていることに触れられ、また、アフガンに派兵したドイツ連邦軍における「死者の扱い」、統一慰霊碑や勲章の復活について話された。

軍隊を戦闘地域に派兵すれば、当然のことながら、死者が出る。戦死者の慰霊や顕彰をどうするのかという問題が出てくるということである。

⑤ 最後に、民主党の立ち位置に触れ、民主党案「国際的なテロリズムの防止及び根絶のためのアフガニスタン復興支援等に関する特別措置法案」の第5章「国際的なテロリズムの防止及び根絶に寄与する我が国の取り組みに係る基本的な法制の整備その他の措置」が、「恒久法」に繋がるリスクを指摘された。

3 感想を一言

「恒久法」については、専守防衛政策との関係、国連憲章に定める集団安全保障の枠内で活動するのか、集団的自衛権の行使まで容認するのかなど、法制面の枠組みが議論の中心となりがちだが、その一方で、EU諸国が米国の先制攻撃戦略と一線を画そうとしていることや、アフガンに派兵したドイツ連邦軍における「死者の扱い」といった問題に目を向けると、同様のことが、我が国の国民に対して現実問題として突き付けられるという視点に重要性を感じた。

なお、上記の講義の要旨は、私の理解した範囲での、しかも字数制限のある中での要約という制約があることをご了解いただきたい。